

東海大学放送研究部 OB 会
2021 年度第 2 回役員会
議事録



日 時：2021 年 1 月 16 日(土) 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：Zoom オンライン

出席者：坂代、柏村、山田、橋本、常田、佐藤(邦)、佐藤(貴) (敬称略) 以上 7 名

[議 事]

1. 第 14 回定期総会（紙上開催）の総括、会費請求の納入状況

- ・会費に関しては 1/16(土)現在 25 名から振り込みがあった。会計/山田さんにまとめて頂き役員に情報展開する事とした。
- ・添付回答案を確認。事務局/橋本さんより会員メールで回答する事とした(1/20 [水] メール配信済み)。

2. 合同役員会（OB 役員 ✕ 現役役員との顔合わせ）、

集合開催が困難であればリモートも・・・？

- ・3 月中旬オンラインを前提に進める。事務局/橋本さんより OB 連絡担当の山田君に連絡を取る。合わせて、次期 OB 連絡担当も確認する。

3 2021 年度総会開催について

- ・オリンピック後の 9 月頃開催を模索した方が良いのではないか。また、オンライン開催 (WEB 開催での有料のテンポラリー契約等) 柏村さん、常田さん (体積されていましたが、この議事録を持って依頼します) で方法等調査検討頂く事とした。

4 放研創部 65 周年事業について

- ・現役の状況・意向も確認しつつ検討する。OB 会はサポート。

5. 当面の自粛期間中の OB 会活動

- ・「11 月に実施した OB 役員と現役役員のオンライン顔合せの様な OB と現役の対話を実施してはどうか？」との意見が出た。

6. その他

- ・2020 年度現役放研への活動支援金が未払いとなっている。
予算にも組んでおり事務局/橋本さん、会計/山田さんから現役に連絡するとともに支出手続きを進める事とする。

以 上

回 答 案

年が明けて早や2週間近く経ちました。新型コロナの感染拡大で、緊急事態宣言が発令されるに至り、ただでさえ冬場は感染しやすいと言われるなかで、今後の成り行きが大変憂慮される事態となっております。

放研OB会の活動は、感染拡大言われ始めた昨年の2月頃からの活動は、ほとんど停止状態です。

従来は定期総会や建学祭の場で現役を含めて親しく情報交換をする場がありましたが、ほとんどが中止又は延期になってしまったことは大変残念に思います。

さて、昨年末にはOB会の第14回定期総会(紙上開催)について、ご意見・ご指摘をいただき、大変有難うございました。

これらに対する回答、見解を、会員メールですすでにお答えしたものもありますが、まとめて役員会の回答(再掲含む)させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めての(紙上開催)で、諸々不手際等がありましたこととお詫び申し上げます。

あらためて今回お寄せいただいた状況をお知らせ致します。

全部で30名の方から賛否の回答をいただきました。内訳は次のとおりです。

(イ) HPから事務局宛一7名(役員1名) (ロ) 会員メール一9名

(ハ) ハガキー5名 (ニ) OB会役員一9名

各議題に対する賛否については、「否認」はゼロでした。また、ご意見が添えられていたのは3件でした。

1. 「Eメール回答だけのようだが、それで良いのか？」について

今年度定期総会をコロナ禍で「紙上開催」とし、非常手段として創立以来初めて議案書を全会員に書面することで総会開催に替えました。

当初メールで賛否並びにご質問・ご意見をお寄せ下さい、とだけしたのですが、その後、メールを持たない方のフォローが必要ではないか、との指摘があり、時期がずれてしまいましたがハガキをお送りしました。

今後は仮に、議案書を郵送するようなことがあれば、当初から全員に“回答用ハガキ”を同封し、広く会員の方々からのご意見がいただけるように致します。

今月 16 日(土)に、リモートで役員会を行う予定ですので、いただいたご指摘・ご意見を共有し、今回の反省と、OB 会の今後の活動課題を話し合います。

2. 役員体制について（ご質問）

現在の役員体制は、昨年(2019 年)6 月の第 13 回総会で選出されました。任期は 3 年ですので、2022 年に開かれる第 16 回総会で改選されることになっています。当面は現体制で執行致します。

過日お送りした、第 14 回定期総会議案書には、改選時期ではなかったもので役員名簿を省略しましたが、今後は毎年度の議案書に現役員名簿を掲載するように致します。

3. 2019 年度「特別損失」の内容について

会員メール[tbcob-kaiin:00128](11/25 付) で回答したものを再掲します。

2019 年度末において、① 2016 年度以前の会費が未納の方、② 転居先不明等で、当会からの郵送物が未達となって連絡がとれない方について会員資格の停止又は退会扱いとして、該当する方々の会費の未納分を一括して“特別損失”として処理したものです。

内訳は次の通りです。

① 2016 年度分以前の会費未納（延滞）で退会扱いとした分

4 年未納分・・・4 名×2500=¥40,000
5 年未納分・・・(5 名×2500) +2,000=¥64,500
6 年未納分・・・4 名×2500=¥60,000
7 年未納分・・・3 名×2500=¥52,500
8 年未納分・・・(1 名×2500) +500=¥20,500
***** 合計 ¥237,500.-

② 郵送物宛先不明による連絡不能で退会扱いとした分(会費請求不能)

0 年・・・・・・・・1 名（退会処理のみ）
1 年未納分・・・1 名×2500=¥2,500
2 年未納分・・・3 名×2500=¥15,000
3 年未納分・・・3 名×2500=¥22,500
4 年未納分・・・2 名×2500=¥20,000
5 年未納分・・・(2 名×2500) +2,000=¥27,000

6年未納分・・・1名×2500=¥1,5000

**** 合計¥10,2000.-

総合計¥339,500.-

4. 誤記載の訂正について

②の総会議事 議事次第の中の

第1号議案と第2号議案 平成29年度 は平成30年度 ではないでしょうか。

第3号議案と第4号議案 平成30年度 は平成31年度 ではないでしょうか。

懇親会参加者として「矢崎」と記載がありますが、これが私、矢崎貞和でしたら、当日は参加しておりませんでした。

ご指摘いただいた部分は、確かに当方のミスでした。ご指摘の通り訂正してお詫び申し上げます。

以上